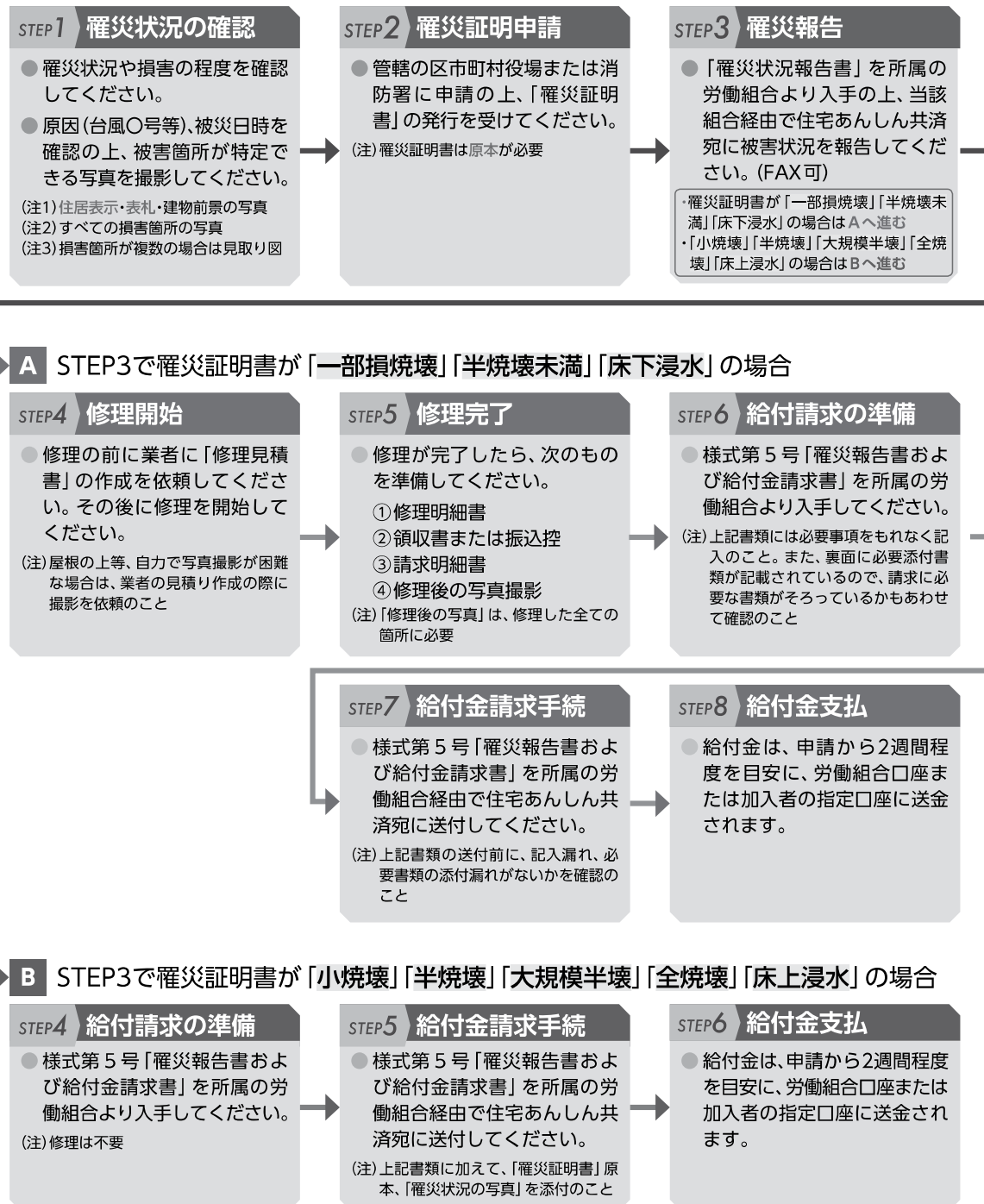


掲載されていない書類、ご不明な点はNCCU(組合)までお問い合わせください。
共済フリーダイヤル:0120-372-931(平日9:30~17:00)

給付金請求にあたって

1 給付金請求までの流れ

火災や自然災害等により、加入する住居に被害を受けた場合は、次の流れに沿って、給付申請を行ってください。



火災等、住宅被害が発生した時は、すぐにご報告下さい (FAX可)

UAゼンセン共済事業局

住宅あんしん共済 御中

TEL 03-3288-3559 FAX 03-3288-3708

罹災状況報告書

※印は加入者が必ず記入して下さい。

加入者記入欄	※ 加入者名	証書番号	加入 口数	基本 <input type="checkbox"/>	
			特約 <input type="checkbox"/>		
	※ 加入対象住所		※ 電話連絡先 日中連絡つくものに○		
	〒		携帯・職場・その他()		
	※ 罹災日時		※ 罹災・原因・程度		
	年 月 日 :				
組合名					
※ 保険・その他 共済への加入	あり ⇨ 1. ありの場合は下記の「保険・その他共済」についてご記入下さい。 なし				

重複加入している方は下記の※「保険・その他共済への加入」も必ず記入して下さい。

※住宅あんしん以外の保険会社・共済団体	保険会社名・共済団体名	保険・共済の名称	保 障 額	
			住 宅	円
			家 財	円
	保険会社・共済団体 連絡先・担当者名など			
	保険会社名・共済団体名	保険・共済の名称	保 障 額	
			住 宅	円
			家 財	円
	保険会社・共済団体 連絡先・担当者名など			

《個人情報の利用・取扱いの同意》

個人情報の利用・取扱いの同意・私(請求者)は、UAゼンセン住宅あんしん共済、組合、部会、都道府県支部、組合支所が、本請求に関する個人情報を、本請求への対応および支払に必要な範囲内で、取得し適正に利用する事、また所属組合が行う支払手続きのために所属組合に本請求情報を提供することについて同意致します。

3. 給付について

(1) 保障対象と災害別給付請求時必要書類

必要書類 保障対象災害等	罹災報告書および給付金請求書	公的機関 (役所・役場、消防署) (罹災証明書など 原本提出) 証明書	修復工事の見積書・請求明細書・領収書 (コピー可)	同意書 (工務店等)	被害を証明する写真 (遠景含む) 家の遠景・表札・住居表示等	修理後の写真	敷地図・建物見取図・間取り (被害箇所がわかりにくい場合)	死亡を証明する公的書類 (死亡診断書・除籍戸籍謄本など)
火災・航空機の墜落・車両の突入・爆発・落雷による住宅火災被害(全焼・全壊、半焼・半壊、小焼・小壊)	●	●			●			
火災・航空機の墜落・車両の突入・爆発・落雷による住宅火災被害(一部損壊・半壊に至らず、見舞対象)	●	●	●		●	●	▲	
風水雪凍害 (全壊、大規模半壊、半壊、小壊)	●	●			●			
風水雪凍害 (一部損壊・半壊に至らず、見舞対象)	●	● 注1	●		●	●	▲	
床上浸水	●	●			●			
床下浸水	●	●	●	●	●	●	▲	
地震損壊	●	●	●		●	●	▲	
地震火災(全焼、半焼、小焼)	●	●			●			
地震火災 (半焼に至らず・一部焼失、見舞対象)	●	●	●		●	●	▲	
その他住宅災害見舞金	●	● 証明書類 注2	●		●	●	▲	
生命共済	●							●

注1) 公的機関に請求したものの軽微な被害として発行されない場合は新聞記事・ネット記事等でも可

注2) 被害により証明書類は異なりますので、住宅あんしん事務局へお問い合わせください。

住宅あんしん事務局 TEL:03-3288-3559

(2) 罹災をしたときの手続き

1) 「罹災状況報告書」〔資料 住-13〕

自然災害、火災、その他災害にかかわらず、罹災した場合に提出してください。FAX可
※複数の請求がある場合、罹災ごとに提出してください。

2) 「罹災報告書および給付金請求書」様式第5号〔資料 住-14-1〕を提出してください。

① 住宅災害と生命共済など複数の請求がある場合、1件につき各1部の「罹災報告書および給付金請求書」を提出してください。

② 給付請求時必要書類については、「罹災報告書および給付金請求書」(様式第5号)の裏面〔資料 住-14-2〕を参照してください。

3) 見舞金(罹災証明書記載事項が：一部損壊・半壊に至らずなどの場合)の給付対象は、

罹災部分修理費用実額(認定額)※下記参照となります。

4) 見舞金の場合は修理が完了してから必要書類をすべて添えて、給付の請求をしてください。見積書で給付することはありません。

5) 経年劣化が原因とみられる破損、罹災原因が特定できないもの、正当な理由がなく罹災状況を放置し破損が進んだとみられるものなどは対象外となります。

※罹災部分修理費用実額(認定額)の考え方

① 定 義

1) 罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的原因で被害を受けた箇所を**現状まで復帰**させるためにかかった費用のことです。

2) 実務的には、罹災証明書・写真・見取図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

② 注 意 点

1) 現状に復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。

2) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。

3) あくまでも被害を受けた箇所のための修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。

4) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させて費用を修理実費として認定します。

5) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

組合記入用 ※太枠内をご記入ください。

様式第5号

住宅あんしん共済 罹災報告書および給付金請求書

《個人情報の利用・取扱いの同意》

請求日 年 月 日

個人情報の利用・取扱いの同意・私(請求者)は、UAゼンセン住宅あんしん共済、組合、部会、都道府県支部、組合支所が、本請求に関する個人情報を、本請求への対応および支払に必要な範囲内で、取得し適正に利用する事、また所属組合が行う支払手続きのために所属組合に本請求情報を提供することについて同意致します。

組合名 ①	支 部 名	フリガナ 加入者名 ②	印
加入対象住所 ③			
個人加入証書NO. ④	基本 ⑤	特約 ⑥	権利取得日 ⑦ 年 月 日
団体加入証書NO. ⑧	基本 ⑨	社員名簿No. ⑩	権利取得日 ⑪ 年 月 日
罹災・死亡日時 ⑫ 年 月 日	罹災の原因 ⑬		
⑭ 請求する種類(該当項目に○)		⑮ 被害金額の算定	
本部記入欄			
1. 火災(地震を除く)	2. 車両突入・航空機墜落・爆発	項 目	修復支払金額
3. 落雷	4. 風水雪凍害		
5. 浸水(床上・床下)	6. 地震(損壊・火災)		
7. その他の住宅災害	8. 空巢		
9. 第三者加害行為	10. 生命共済		
罹災状況	A. 全焼壊 B. 大規模半壊 C. 半焼壊 D. 小焼壊 E. 見舞		
⑯ 認定に必要な添付書類の有無(該当項目に○)			
1. 公的な罹災証明書(発行されない場合は新聞・機関紙・ネット情報でも可)			
2. 修復工事の見積書、請求書、領収書(すべて必要)		給付対象額計 円	
3. 被害証明する写真および修復後の写真		修復支払金額合計 円	
4. 被害建物の間取り、敷地全体の見取図		給付額 円	

最高給付額計算式	個人加入(基本)	<input type="checkbox"/> × 万円 = ,000 円	⑰ 掛金引落個人口座・組合支所口座・組合口座・その他
	付加給付(基本)	<input type="checkbox"/> × 千円 = ,000 円	
	個人加入(特約)	<input type="checkbox"/> × 万円 = ,000 円	
	団体加入	<input type="checkbox"/> × 万円 = ,000 円	
最高給付額合計 円			送金口座
			口座名義
			金融機関名
			金融機関番号
			支店名
			支店コード
			口座NO.【普・当】(右寄せ)

⑱ 以上報告請求します。	役職名	組合責任者名	印
--------------	-----	--------	---

本部記入欄	所見	受付日	認定日	調査委員長	主査
				印	印

- 表面の罹災状況報告書の提出後、速やかに修理し、給付金請求書に関係書類を添付しUAゼンセン共済事業局住宅あんしん共済へ送付して下さい。
- 添付書類の不備などで給付できない場合があります。添付書類のほか別途書類を提出していただく場合があります。
- 被害が発生した場合、状況により本部から依頼された調査員が現地調査に赴くことがあります。
- 口座引落者は、給付金を登録口座に送金します。登録口座以外の口座を指定する場合は、本人名義の口座をご記入ください。団体加入者は、UAゼンセン都道府県支部口座に送金します。組合口座への送金を希望する場合は、組合口座をご記入ください。団体・個人の両方へ加入の場合は、組合口座に送金します。給付の通知も組合へ送付します。
- 空き巣等の被害にあったときは、警察署に被害届を提出し、届出警察名、届出日、被害受理番号を空きスペースにご記入ください。
- 特に正当な理由がなく、3か月以上届出がなかった場合は、給付を行わないことがあります。

2019.11

(3) 「罹災報告書および給付金請求書」〔資料 住-14-1〕 の記入方法
もれなく記入してください。

- ① 加入者の組合名および支部名
- ② 加入者氏名および確認印
- ③ 加入対象住所
- ④ 個人加入証書番号（加入している場合）
- ⑤ 基本加入口数
- ⑥ 自然災害特約加入口数
- ⑦ 罹災日が含まれる加入期間の始まりの日
- ⑧ 団体加入証書番号（加入している場合）
- ⑨ 団体加入口数
- ⑩ 団体加入名簿番号または社員番号
- ⑪ 罹災日が含まれる加入期間の始まりの日
- ⑫ 罹災日時
- ⑬ 罹災原因（例1：台風10号、例2：大阪北部地震 など）
- ⑭ 罹災の種類
- ⑮ 災部分修理費用実額および修理内容。半焼・小焼以上、半壊・小壊以上被害の場合、床上浸水の場合は不要
- ⑯ 添付書類の確認
- ⑰ 共済金・見舞金振込口座。組合支所の場合は不要
- ⑱ 罹災者の所属する労働組合の確認者・確認印

住宅あんしん共済 罹災報告書および給付金請求書

《個人情報の利用・取扱いの同意》

請求日 年 月 日

個人情報の利用・取扱いの同意・私(請求者)は、UAゼンセン住宅あんしん共済、組合、部会、都道府県支部、組合支所が、本請求に関する個人情報を、本請求への対応および支払に必要な範囲内で、取得し適正に利用する事、また所属組合が行う支払手続きのために所属組合に本請求情報を提供することについて同意致します。

組合名		支部名		フリガナ		加入者名	
加入対象住所	〒						
個人加入証書NO.		基本	<input type="checkbox"/>	特約	<input type="checkbox"/>	権利取得日	年 月 日
団体加入証書NO.		基本	<input type="checkbox"/>	社員名簿No.		権利取得日	年 月 日
罹災・死亡日時	年 月 日	:		罹災の原因			

請求する種類(該当項目に○)		被害金額の算定		本部記入欄	
1. 火災(地震を除く)	2. 車両突入・航空機墜落・爆発	項目	修復支払金額	減額率	給付対象額
3. 落雷	4. 風水雪凍害				
5. 浸水(床上・床下)	6. 地震(損壊・火災)				
7. その他の住宅災害	8. 空巢				
9. 第三者加害行為	10. 生命共済				
罹災状況	A. 全焼壊 B. 大規模半壊 C. 半焼壊 D. 小焼壊 E. 見舞				
認定に必要な添付書類の有無(該当項目に○)					
1. 公的な罹災証明書(発行されない場合は新聞・機関紙・ネット情報でも可)					
2. 修復工事の見積書、請求書、領収書(すべて必要)				給付対象額計	円
3. 被害証明する写真および修復後の写真	修復支払金額合計			給付額	円
4. 被害建物の間取り、敷地全体の見取図	円				

最高給付額計算式	個人加入(基本)	<input type="checkbox"/> ×	万円 =	,000 円	送金口座	掛金引落個人口座・組合支所口座・組合口座・その他						
	付加給付(基本)	<input type="checkbox"/> ×	千円 =	,000 円		口座名義						
	個人加入(特約)	<input type="checkbox"/> ×	万円 =	,000 円		金融機関名			金融機関番号			
	団体加入	<input type="checkbox"/> ×	万円 =	,000 円		支店名			支店コード	口座NO.【普・当】(右寄せ)		
	最高給付額合計					円						

以上報告請求します。	役職名	組合責任者名	印
------------	-----	--------	---

本部記入欄	所見	受付日	認定日	調査委員長	主査
				印	印

- 表面の罹災状況報告書の提出後、速やかに修理し、給付金請求書に関係書類を添付しUAゼンセン生活応援・共済事業局住宅あんしん共済へ送付して下さい。
- 添付書類の不備などで給付できない場合があります。添付書類のほか別途書類を提出していただく場合があります。
- 被害が発生した場合、状況により本部から依頼された調査員が現地調査に赴くことがあります。
- 口座引落者は、給付金を登録口座に送金します。登録口座以外の口座を指定する場合は、本人名義の口座をご記入ください。団体加入者は、UAゼンセン都道府県支部口座に送金します。組合口座への送金を希望する場合は、組合口座をご記入ください。団体・個人の両方に加入の場合は、組合口座に送金します。給付の通知も組合へ送付します。
- 空き巣等の被害にあったときは、警察署に被害届を提出し、届出警察名、届出日、被害受理番号を空きスペースにご記入ください。
- 特に正当な理由のなく、3か月以上届出がなかった場合は、給付を行わないことがあります。

給付申請時の必要書類

修理終了後に関係書類等を添えて、お送りください。

1. 公的機関(自治体・消防署)の証明書(罹災証明書)・・・市役所等に問合せをお願いします。
「罹災証明」が発行されない軽微な災害の場合は、新聞(火災・自然災害の記事等)、インターネット情報(火災・自然災害の記事、天気情報等)でも可とします。
※全焼・半焼・小焼または全壊・大規模半壊・半壊・小壊の被害は公的証書(罹災証明)の原本が必要です(「罹災証明」の原本と罹災状況の写真で給付します)。
※見舞(一部損壊・半壊に至らず)の場合で罹災部分修理費用実額が100万円を超える場合は、罹災証明書を添付してください。
※火災の場合で小焼以上の被害を受けられた場合は、状況によりUAゼンセンから依頼された調査員が現地調査に伺います。
2. 被害を証明する写真数枚
※被害箇所・被害状況が特定できる写真、表札・住居表示、建物の全体がわかる写真等、数枚。
※見舞(一部損壊・半壊に至らず)の被害は、修理終了後の写真も必要です。
3. 被害の程度が「見舞(一部損壊)」の場合
※罹災部分修理が対象です。
※罹災部分修理費用実額の範囲内(家財は対象外)で給付します。
※修理終了後に見積書、請求書(明細書)、領収書を添付してご請求ください。(コピー可)
※エアコン室外機、給湯器等を修理不能で買換えた場合、購入当時の金額がわかる書類及び破損品の写真・型番等が必要です(使用年数および購入時の価格、代替品の価格等を基に減額率を適応します)。
4. 写真だけでは被害の判別が困難な場合・・・被害建物の間取り、敷地全体の見取り図(手書き可)
※見取り図による被害箇所の特定をお願いします。
5. 被害および事故があった際には、速やかに修復工事・修理を行い請求してください。
※早期修復が困難な場合は、先に罹災状況報告書(別紙)により報告をお願いします。
6. 大規模災害等ですぐに工事ができない等、正当な理由のない場合は3カ月以内に請求をお願いします。

罹災部分修理費用実額(認定額)の考え方(定義)

- A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。
- B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。(注意点は住宅あんしん共済パンフレットを参照してください)。

床下浸水の認定方法について

床下浸水の被害にあった場合の認定方法については次の手続きで罹災を認定します。

(1) 業者に依頼し修復工事を行う場合

- ① 床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行う(行った)旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出
- ② 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)
- ③ 床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出

(2) 業者に依頼せず自身で修復する場合

- ① 修復に必要な機材や薬(消石灰など)を購入した場合、購入店などの領収書及び明細書にそれらが記載された書類の提出
- ② 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)
- ③ 床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出

尚、(1)(2)の申請における罹災の認定にあたって、提出書類はそれぞれ①～③を全て必要とする。

同意書

年 月 日

工事請負業者名： 御中

機材購入店舗名： 御中

私は、 年 月 日に発生した床下浸水により私が被った損害の額または共済金の適正な算定等のために、貴社がUAゼンセン住宅あんしん共済に対して以下に記載する事項を行なうことについて同意します。

- ① 私の住宅復旧工事に関する見積書・請求書・領収書または復旧用機材・薬品等の購入に関する領収書・明細書の証明書を提供すること。
- ② 復旧工事または購入した復旧用機材・薬品等の内容について説明すること。
- ③ 上記①に関する資料を貸し出すこと、または写しを提供すること。

UAゼンセン住宅あんしん共済 御中

私は貴組織が、上記取引機関に対し、私が加入している住居の復旧工事および復旧用機材・薬品等の購入に関する照会を行うにあたって、私の個人情報を提供することについて同意します。

住所			
契約者氏名	⑩		
生年月日	(西暦・大正・昭和・平成) 年 月 日		
契約者との関係	<input type="checkbox"/> 親権者	⑩	
	<input type="checkbox"/> その他	関係	⑩

○ 太枠線内には、契約者ご本人のご署名・ご捺印をお願いします。

※契約者が未成年の場合は、太枠線内契約者氏名欄は記名のみ(捺印は不要)とし、親権者欄に「レ」点を記し、親権者のご署名・ご捺印をお願いいたします。

※契約者ご本人が、事情によりご本人にて記載できないため関係者が記載される場合は、太枠線内契約者氏名欄は記名のみ(捺印は不要)とし、その他欄に「レ」点を記し、関係者のご署名・ご捺印をお願いいたします。